

1 趣旨

この基準は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）が企業団発注工事の下請負人となることの制限に関し必要な事項を定める。

2 措置の要件

企業長は、企業団建設業者等指名除外要綱（以下「指名除外要綱」という。）第2項の規定により指名除外を措置する場合において、その指名除外の措置を受けた企業団建設工事入札参加資格者名簿に登載された者（以下「資格者」という。）の他に責めを負うべき無資格者が明らかになったときは、資格者の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、その無資格者が県発注工事の下請負人になることを制限（以下「下請制限」という。）するものとする。

ただし、資格者に対する指名除外の措置要件が、指名除外要綱別表第1号（故意による粗雑工事）、第6号（過失による粗雑工事）又は第8号（公衆損害及び工事関係者事故）である場合に限る。

3 下請負の制限等

- (1) 契約担当職員（企業団契約規程第2条第1項の契約担当職員をいう。）並びにその委任を受けた職員（以下「契約担当職員等」と総称する。）は、その所管に属する建設工事に関し、下請制限の期間が経過していない者が下請又は再受託することを承認してはならない。
- (2) 契約担当職員等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき受注者から提出された施工体制台帳の写しにより下請制限の期間が経過していない者を下請負人とする内容を確認したときは、別記様式第1号により下請負人の変更を求めるものとする。

4 下請制限措置の決定通知

下請制限を措置したときは、遅滞なく契約担当職員等及びその無資格者に対して、別記様式第2号及び第3号により通知するものとする。

5 下請制限の公表

下請制限を措置したときは、企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱別表の建設工事入札契約情報企業団閲覧所における閲覧及び情報通信ネットワークにより公表を行うものとする。

6 苦情申立て

- (1) 第2項の規定による下請制限を受けた者は、当該措置の期間内に、別記様式第4号により企業長に苦情を申立てることができる。
- (2) 企業長は、苦情の申立てがあった場合は、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日（企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日を除く。）以内に別記様式第5号により回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (3) 企業長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、別記様式第6号により申立てを却下することができるものとする。
- (4) 企業長は、第2号の規定による回答をした場合は、苦情申立書及び同号の書面を速やかに公表するものとする。
- (5) 企業長は、第2項の規定による下請制限を行う場合には、当該措置につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

7 その他

- (1) この基準の規定は、企業団測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第3条の資格の認定を受けている者の再受託等の制限について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	企業団建設工事入札参加資格者名簿	企業団測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿
	企業団発注工事	企業団発注コンサルタント等業務
	下請負人	再受託者
第2項	企業団建設工事入札参加資格者名簿	企業団測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿
	企業団発注工事	企業団発注コンサルタント等業務
	下請負人	再受託者
第3項第1号	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
	下請又は再受託	再受託
第3項第2号	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき受注者から提出された施工体制台帳の写しにより	企業団土木設計業務等委託契約約款第7条の規定により提出された通知に
	下請負人	再受託者

- (2) この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際現に入札の執行手続が完了しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この基準は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が執行する事業に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する事業については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 5 前項の規定において、構成団体の契約規則、財務規則等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする

下請負人についての確認書

(受 注 者) 様

(発 注 者) ㊤

特約事項の規定により、次の工事（業務）について特約事項に規定する下請負及び契約の制限に該当する者がいます。この者には、委任又は請負をさせることはできません。この工事（業務）について、他の者に請け負わせる場合は、再度施工体制台帳の写し（業務の再委託申請書）を提出してください。

工事（業務）名			
工事（業務）場所			
請負（委託）金額			
該当者 ※根拠規定欄の該当 規定に○	下請業者名		
	所在地		
	根拠規定		建設業者等指名除外要綱
			県発注工事における下請負の制限基準
指名除外期間 又は 下請制限期間			

様式第2号

平成 年 月 日

関係局(部) 課長 様
関係地方機関の長 様
関係機関の長 様

(発注者)
()

建設工事下請制限決定通知書

県発注工事における下請負の制限基準第4項の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、下請制限期間中の者が、下請けすること又は再受託することはできませんので注意してください。

1 建設業者名等

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	
下請制限期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 下請制限措置の理由

様式第3号

平成 年 月 日

代表者 様

(発注者)

[]

建設工事下請制限措置通知書

(貴社・あなた)を次に掲げる理由により、広島県が発注する建設工事の下請負の対象から除外します。

下請制限期間中は、広島県が発注する建設工事について、下請けすること又は再受託することはできませんので注意してください。

なお、下請制限措置を受けた者は、当該制限の期間内に書面(様式第4号)により知事に苦情を申立てることができます。

1 下請制限期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 下請制限の理由

様式第4号

苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

(発注者) 様

住所

氏名

印

下請制限通知日	
下請制限期間	
申立事項	
申立の根拠	

様式第5号

苦 情 申 立 回 答 書

平成 年 月 日

(申 立 者) 様

㊟

平成 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおりです。

下請制限通知日	
下請制限期間	
申立事項への回答	

様式第6号

却 下 通 知 書

平成 年 月 日

(申 立 者) 様

㊟

平成 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおり却下します。

下請制限通知日	
下請制限期間	
却 下 理 由	